

奈良市公報

第 2 6 7 号

平成23年 4月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

- 一般競争入札の実施…………… 1
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 3
- 平成23年度の土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等…… 4
- 放置自転車等の保管…………… 4
- あやめ池土地地区画整理事業の終了の認可…………… 4
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 5
- 住居番号の設定…………… 5
- 住居番号の変更…………… 5
- 交付要求通知書の公示送達…………… 5
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 5
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 6
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 6
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 6
- 放置自転車等の処分…………… 7
- 平成22年度市・県民税納税通知書の公示送達…………… 7
- 奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集…………… 7

消 防

- 喫煙、たき火等を制限する文化財のある場所及びその周囲の区域の指定の一部改正…………… 7

教 育 委 員 会

- 奈良市指定文化財の指定の一部改正…………… 7
- 奈良市指定文化財の指定…………… 7

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等…………… 8
- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧（2件）…………… 8

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 8

告 示

奈良市告示第129号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年 3月 1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

道路改良工事（六条二丁目地内・中部第14号線）ほか4件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

- (1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。（電子入札参加に必要な資格）

- (1) 発注番号1については、本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がC-1に格付けされていること。
 - (2) 発注番号3については、本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がA又はBに格付けされていること。
- （特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格）

2社又は3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がBに格付けされていること。
- (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
 - ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）
 - イ 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

<p>(イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>イ 代表者以外の構成員(1名以上専任で配置)</p> <p>(ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>(イ) 監理技術者にとっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)</p> <p>(2) 場所 告示日から平成23年3月4日までは閲覧コーナー、同月7日以降は契約課窓口</p> <p>4 開札の場所 奈良市役所入札室</p> <p>5 開札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 入札参加申請 (郵便入札による参加者) 入札参加を申請する者は、告示日から平成23年3月4日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を契約課(場合によっては閲覧コーナー)に持参してください。 (特定建設工事共同企業体による参加者) (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。 ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書 イ 特定建設工事共同企業体協定書(共同連帯施工型) ウ 委任状</p>	<p>エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し(各構成員)</p> <p>オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し(健康保険被保険者証等)</p> <p>カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(各構成員)</p> <p>(2) 入札参加申請方法 特定建設工事共同企業体で入札参加を申請する者は、その共同企業体の代表者が告示日から平成23年3月4日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、(1)に掲げる書類を契約課に持参してください。 また、同じく、告示日から平成23年3月4日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、代表者は電子入札の入札参加申請を行ってください。</p> <p>8 郵便入札に関する事項</p> <p>(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留</p> <p>(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり</p> <p>(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留</p> <p>(4) 郵便入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書(持参入札を除く。) ケ 入札書の日付が開札日でない場合 コ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>9 郵便入札参加資格の審査及び決定</p> <p>(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(2) 入札参加者の決定通知 平成23年3月7日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>10 電子入札に関する事項</p> <p>(1) 電子入札の入札参加申請期間</p>
---	--

土木ランクC-1の業者
平成23年3月1日から3月4日までの午前9時から午後5時まで

建築ランクAの業者及び建築ランクB同士による特定建設工事共同企業体

平成23年3月1日から3月4日までの午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

土木ランクC-1の業者

平成23年3月7日までに入札参加申請者に通知します。

建築ランクAの業者及び建築ランクB同士による特定建設工事共同企業体

平成23年3月14日までに入札参加申請者に通知します。

(3) 入札書の提出期間

土木ランクC-1の業者

平成23年3月8日から開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)

の午前9時から午後5時まで

建築ランクAの業者及び建築ランクB同士による特定建設工事共同企業体

平成23年3月15日から開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)

の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のICカードを使用した入札
- ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ 内訳書の日付が開札日でない場合
- カ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成23年3月1日掲示済)

奈良市告示第130号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成23年3月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年3月1日

公共下水道管理者 奈良市

奈良市長 仲川元庸

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成23年3月15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市秋篠三和町一丁目、菅原町、宝来町、西大寺南町、七条東町、三条本町、法蓮佐保山三丁目、柏木町及び山町の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起点	終点
敷島幹線-125	奈良市秋篠三和町一丁目902-4	奈良市秋篠三和町二丁目430-55
あやめ池南幹線-480	奈良市菅原町11-2	奈良市菅原町474-5
あやめ池南幹線-481	奈良市菅原町11-2	奈良市菅原町554-5
あやめ池南幹線-482	奈良市宝来町926-2	奈良市宝来町952-3
あやめ池南幹線-483	奈良市宝来町981-3	奈良市宝来町1035-5
西大寺南幹線-234	奈良市西大寺南町2390-5	奈良市西大寺国見町一丁目224-12
西大寺南幹線-235	奈良市西大寺南町2383	奈良市西大寺南町2414-2
西大寺南幹線-236	奈良市西大寺南町2242	奈良市西大寺南町2269
西大寺南幹線-237	奈良市西大寺南町2267	奈良市西大寺南町2272-3
西大寺南幹線-238	奈良市西大寺南町2244-1	奈良市西大寺南町2244-7
五条幹線-225	奈良市七条東町315-2	奈良市七条東町315-4

三条幹線-68	奈良市三条本町1163	奈良市三条本町1082
法蓮幹線-31	奈良市法蓮佐保山三丁目1619-9	奈良市法蓮佐保山三丁目1618-5
都跡幹線-326	奈良市柏木町394-2	奈良市柏木町400-1
都跡幹線-327	奈良市柏木町397-1	奈良市柏木町398-1
都跡幹線-328	奈良市柏木町399	奈良市柏木町399
帯解幹線-193	奈良市山町145-3	奈良市山町180-3
帯解幹線-194	奈良市山町179-3	奈良市山町146-3

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成23年3月1日揭示済)

奈良市告示第131号

平成23年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、縦覧場所等を、地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第85条第2項の規定により、次のとおり公示します。

平成23年3月1日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 縦覧の期間 平成23年4月1日から同年5月2日まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 2 縦覧の時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- 3 縦覧の場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 東棟2階 資産税課
(平成23年3月1日揭示済)

奈良市告示第132号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年3月1日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年3月1日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定す

る市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成23年3月1日揭示済)

奈良市告示第133号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定によりあやめ池土地区画整理事業の終了を認可しましたので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成23年3月1日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 土地区画整理事業の名称
あやめ池土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
近畿日本鉄道株式会社
- 3 事業施行期間
平成20年2月29日から平成23年3月31日まで
- 4 施行地区
奈良市あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目及びあやめ池北三丁目の各一部
- 5 施行認可の年月日
平成20年2月29日
- 6 終了の認可の年月日
平成23年3月1日
(平成23年3月1日揭示済)

奈良市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項

の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年3月2日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	廣本 享司 奈良市奈保町10番18号	西畑 幸男 奈良市奈保町16番22号

2 変更の年月日

平成23年2月11日

(平成23年3月2日揭示済)

奈良市告示第135号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年3月3日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年3月3日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年3月3日揭示済)

奈良市告示第136号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。

平成23年3月4日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
忽那 賢志	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	感染制御内科 (免疫機能障害)	平成23年2月28日

(平成23年3月4日揭示済)

奈良市告示第137号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたの

で、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成23年3月4日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成23年3月4日揭示済)

奈良市告示第138号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成23年3月7日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成23年3月7日揭示済)

奈良市告示第139号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成23年3月7日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

交付要求通知書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成23年3月7日揭示済)

奈良市告示第140号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年3月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年3月5日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年3月7日揭示済)

奈良市告示第141号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良

市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年3月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年3月8日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁

止区域
以下省略

(平成23年3月8日揭示済)

奈良市告示第142号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年3月9日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
デイサービス優愛	奈良県奈良市朱雀六丁目8-10	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成23年3月1日 平成23年3月1日
株式会社ケアステーション・絆	京都府木津川市相楽川ノ尻27-68		
デイサービスセンターラブ	奈良県奈良市法華寺町1376	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成23年3月1日 平成23年3月1日
有限会社在宅介護サービスラブ	奈良県奈良市西大寺本町7-2		

(平成23年3月9日揭示済)

奈良市告示第143号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。

平成23年3月9日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
木村 英也	永田眼科	奈良市宝来町北山田1147番地	眼科 (視覚障害)	平成23年3月7日
福本 敦子	永田眼科	奈良市宝来町北山田1147番地	眼科 (視覚障害)	平成23年3月7日

(平成23年3月9日揭示済)

奈良市告示第144号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年3月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年3月10日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁

止区域
以下省略

(平成23年3月10日揭示済)

奈良市告示第145号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年3月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年3月14日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄高の原駅

周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年3月14日揭示済)

奈良市告示第146号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成23年3月15日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成23年3月29日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成22年12月2日、同月7日、同月9日から同月10日まで、同月12日、同月14日、同月16日から同月17日まで及び同月20日から同月21日

(平成23年3月15日揭示済)

奈良市告示第147号

平成22年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成23年3月15日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	平成23年2月4日
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成23年3月15日揭示済)

奈良市告示第148号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成23年3月15日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成23年3月15日揭示済)

消 防

奈良市消防局告示第1号

平成4年奈良市消防本部告示第3号（喫煙、たき火等を制限する文化財のある場所及びその周囲の区域の指定）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行します。

平成23年3月14日

奈良市消防局長 野口隆身

本則の表中

「		戒壇院本堂内	(15)	」を
「		戒壇院本堂内 真言院境内一円	(15) (15の2)	」に

改め、本則の同表の雑司町正倉院正倉の項の次に次のように加える。

高畑町 旧最勝院	玄関、表門、塀重門 周囲玄関内	(169) (170)
茗荷町 松本家住宅	住宅付近	(171)
南城戸町 森家住宅	住宅内	(172)
月ヶ瀬桃香野 菊家家住宅	住宅付近	(173)
都祁友田町 都祁水分神社	境内一円	(174)
来迎寺町 来迎寺本堂	本堂付近 本堂内	(175) (176)

(平成23年3月14日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第4号

次のとおり奈良市指定文化財の指定の一部を改正します。
平成23年3月3日

奈良市教育委員会

委員長 植松滋子

告示番号	所 在 (有)	
	変 更 前	変 更 後
平成2年奈良市教育委員会告示第2号	奈良市南田原町372-1 福智院	奈良市南田原町372-1 吉次良師

(平成23年3月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第5号

奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第7号）第

4条の規定により、平成23年3月3日次のとおり奈良市指定文化財を指定したので、同条例第9条の規定に基づき告示します。

平成23年3月3日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

分類	件名	数量	所有者・所在地	備考
建造物	青龍寺宝篋印塔	1基	青龍寺 奈良市蘭生町276	鎌倉時代
彫刻	木造千手観音立像	1軀	観音寺 奈良市針町1384	室町時代

(平成23年3月3日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第5号

平成23年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成23年3月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

50分の1の数 6,028人
6分の1の数 50,233人
3分の1の数 100,465人

(平成23年3月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第6号

平成23年3月23日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成23年3月24日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成23年3月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成23年3月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第7号

平成23年3月31日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成23年4月1日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成23年3月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成23年3月2日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第5号

奈良市農業委員会平成23年3月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成23年3月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 萩原 征二

- 日時
平成23年3月14日（月） 午前9時30分
- 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 審議案件
 - 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第32条第1号に該当する転用の届出について
 - 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
 - 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
 - 水田利用転換届出について
 - 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定による特定農地貸付けの承認について
 - 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
 - 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
 - 知事許可について（2月許可分）

(平成23年3月7日揭示済)